

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

2024 年 11 月 28 日号

トランプ 2.0 関税と日本企業の対応
ー大規模追加関税措置への備えー

I. はじめに

II. 第二次トランプ政権で想定される

関税措置と法的根拠

III. 各国による対抗措置の可能性

IV. 日本企業の対応

V. 結語

森・濱田松本法律事務所

弁護士 宮岡 邦生

TEL. 03 6266 8738

kunio.miyaoka@mhm-global.com

外国弁護士 児玉 みさき

TEL. 03 5220 1845

misaki.kodama@mhm-global.com

弁護士 緒方 彰大

TEL. 03 5220 1912

shota.ogata@mhm-global.com

弁護士 一井 梨緒

TEL. 03 5220 1904

rio.ichii@mhm-global.com

I. はじめに

2024 年 11 月 5 日に投開票された米国大統領選挙で、トランプ氏がハリス民主党候補を破り大勝しました。米国第一主義を掲げ、第一次政権下でも関税措置を多用したトランプ氏は、自らを「タリフマン（関税男）」と称し、第二次政権では、輸入品に対してさらに大規模な追加関税を課す方針を示しています。これらの政策が実施されれば、日本企業による米国への製品輸出はもちろん、全世界のサプライチェーンに甚大な影響を及ぼし、企業に大きなビジネスリスクをもたらすことになります。

本ニュースレターでは、「トランプ 2.0」の下で実施が予想される関税措置の内容及び根拠法令について、第一次トランプ政権でとられた関税措置にも触れつつ解説し（下記Ⅱ）、米国の措置に対し各国がとりうる対抗措置についても検討します（下記Ⅲ）。最後に、これらを踏まえ日本企業が行うべき対応策について概説します（下記Ⅳ）。

II. 第二次トランプ政権で想定される関税措置と法的根拠

1. 想定される関税措置

トランプ氏は、今回の大統領選挙で、国内製造業の優遇と国家の歳入増加を目的に、輸入品に対し広範囲に追加関税を賦課することを公約していました。具体的な関税措置としては、今回の大統領選挙におけるトランプ氏の公約「Agenda 47」¹や各種報道

¹ Agenda47 「[Agenda47: Cementing Fair and Reciprocal Trade with the Trump Reciprocal Trade Act | Agenda47 | Donald J. Trump](#)」（2023 年 6 月 21 日）

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

によれば、まず、日本からの輸入品を含む全世界からの輸入品（総額 3 兆ドル以上）を対象に、一律に 10%から 20%の関税を課す「ユニバーサル・ベースライン関税」を導入するとしています。中国製品については、他の貿易相手国と同等の待遇を与える「最恵国待遇」を撤回した上で、60%の関税を課す方針も示しています。また、メキシコからの自動車輸入に対して 100%ないし 200%の関税を課すとも述べています²。特に、メキシコで生産され米国に流入する中国メーカーの自動車を問題視しており、それを「禁止するためならば、100%、200%、1,000%、必要な関税はどれだけでも課す」とも発言しています³。さらに、メキシコから米国への犯罪者や麻薬の流入を止めなければ、メキシコからの輸入品全てに 25%の関税を課すとも述べています⁴。そのほか、特定の農業機械メーカーを名指しして、メキシコへの生産移転計画を断念しないと高関税を課す旨の発言をしたとの報道もあります⁵。

もっとも、トランプ氏の発言は頻繁に変化し、また、関税を米国への投資促進・製造業回帰というディールのカードとして使う傾向も見られます。そのため、実際にどの国に対しどの程度の関税を発動するのかには、不透明な部分も残っています。直近では、米国時間 2024 年 11 月 25 日、トランプ氏は自身の SNS 上で、中国からメキシコ等を経由して合成麻薬「フェンタニル」が流入していることへの対抗措置として、中国からのほぼ全ての輸入品に対し、既存の全ての関税に追加して 10%の関税をかける旨を発表しました。また、メキシコ、カナダに対しても、不法移民や合成麻薬の流入への対抗措置として、就任初日に 25%の関税を課すための大統領令に署名することを表明しています。これまで、北米自由貿易協定（NAFTA）やその後継の米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく特惠関税を背景に、多くの日本企業がメキシコへの投資を進めてきたところ、仮にメキシコへの 25%の追加関税が発動された場合には、サプライチェーン戦略の大幅な見直しを迫られることになります。

2. 追加関税の法的根拠

米国憲法上、関税を賦課する権限は本来議会が有します。しかし、個別立法のもと、大統領に広汎な関税賦課権限が授けられており、第二次トランプ政権における関税措置は、第一次政権同様、これらの大統領権限に基づいて発動されるとみられます。援用される法律としては、1962 年通商拡大法 232 条、1974 年通商法 301 条、1977 年国際緊急経済権限法（IEEPA）、1974 年通商法 122 条、1930 年関税法 338 条等が考えられています。

以下では、これらの法的根拠と措置の正当化理由、また同措置の発動対象となった場合に考えられる対抗策について、第一次政権下での経緯にも触れつつ概説します。

² Reuter「[Mexico to feel initial blow from Trump victory but has room to negotiate](#)」（2024 年 11 月 6 日）

³ New York Times「[Trump's Vast Tariffs Would Rock Global Businesses and Shake Alliances - The New York Times](#)」（2024 年 10 月 28 日）

⁴ Economist「[Donald Trump is poised to smash Mexico with tariffs](#)」（2024 年 11 月 7 日）

⁵ CNN「[Trump threatened John Deere. It's just his latest attempt to bully a legendary American company | CNN Business](#)」（2024 年 9 月 29 日）

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

ア 1962 年通商拡大法 232 条

通商拡大法 232 条⁶は、商務省が行う調査（270 日以内）により、対象となる製品の輸入が国家安全保障に及ぼす影響が認定された場合に、関税引き上げ等の措置をとることができる旨を規定しています。

同法との関係では、第一次トランプ政権下、2018 年 3 月 8 日の大統領布告に基づき、メキシコ、カナダ産を除いて、各国からの鉄鋼とアルミニウムの輸入に関税が賦課されました（税率は鉄鋼が 25%、アルミニウムが 10%）。発動時点では、アルゼンチン、豪州、ブラジル、EU、韓国が除外交渉中であることを理由に一時的に適用対象から外れましたが、最終的に、厳格な輸入数量制限を受け入れた韓国、アルゼンチン、ブラジル以外は適用対象から除外されませんでした。この国別除外のほか、輸出企業が個別に申請を行う必要がある製品別除外制度も設けられ、多くの日本企業も除外申請の対応に迫られました。その後、バイデン政権下の 2022 年 2 月、EU、日本、英国に対し関税割当による輸入枠が合意されました。

鉄鋼・アルミニウム以外にも、自動車や自動車部品について通商拡大法 232 条に基づく調査が行われ、2019 年 5 月 17 日の大統領布告で、米国の国防・軍事の優位性を維持するために重要な技術開発が自動車分野に依存している中で、自動車や自動車部品を輸入することが国家の安全保障を損なうものであることが認められています。その他にも、2019 年から 2020 年にかけて、ウラン製品、スポンジチタン、変圧器・部材、移動式クレーン、バナジウムの製品について、同じく通商拡大法 232 条に基づく調査が開始され、一部は安全保障を損なうものであるとの認定がされました。もっとも、鉄鋼・アルミニウム以外の製品については、いずれも措置の発動には至っていません。

これらの調査の結果をまとめると下表のとおりです。

	輸入製品	調査の結果
通商拡大法 232 条	鉄鋼製品	・ 2018 年 3 月 8 日の大統領布告に基づき 2018 年 3 月 23 日以降、25%の追加関税。
	アルミ製品	・ 2018 年 3 月 8 日の大統領布告に基づき 2018 年 3 月 23 日以降、25%の追加関税。
	自動車・自動車部品	・ 2019 年 5 月 17 日の大統領布告で安全保障上の脅威になりうることを認定したものの、措置は未発表。
	ウラン製品	・ 2019 年 7 月 12 日の大統領布告で安全保障上の脅威になりえないと判断。
	スポンジチタン	・ 2020 年 2 月 27 日付の大統領布告で安全保障上の脅威になりうることを認定しつつ、輸入是正措置とは別の手段が有効であるとして、輸入是正措置は取らないことを決定した。
	変圧器・部材	・ 2020 年 5 月 4 日に調査開始。
	移動式クレーン	・ 2020 年 12 月に調査打ち切り。
	バナジウム	・ 2021 年 2 月 22 日に調査報告書提出。

⁶ 19 U.S.C. § 1862

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

鉄鋼・アルミニウムに対する関税賦課については、2018 年、同製品の輸出国である中国、ノルウェー、スイス、トルコ、インド及びロシアが、WTO 紛争解決機関に相次いで提訴を行いました。WTO の第一審にあたるパネルは、米国が WTO 協定上約束した関税率を超える関税賦課であるとして関税譲許義務（GATT 2 条）違反を認めるとともに、韓国や豪州に対してのみ国別の適用除外を設定している点で、貿易相手国を差別的に扱うものであるとして最恵国待遇義務（GATT 1 条）違反も認定しました。米国は、これらの措置が、GATT 21 条に基づく安全保障上の措置として正当化されると主張していましたが、この主張は認められませんでした⁷。

さらに、中国、EU、ロシア、トルコ、インド、カナダ及びメキシコは、米国による追加関税措置に対抗して、米国製品に対する対抗関税の発動に踏み切りました。具体的には、通商拡大法 232 条に基づく米国の関税は、実質的には WTO 協定にいう「セーフガード」措置であると位置づけ、WTO セーフガード協定 8.2 条において許容されている対抗措置（リバランス措置）として、複数の品目に追加関税の賦課を行いました。日本も同じ立場に立ってリバランス措置を検討しましたが、政治的考慮もあり実際の発動はしませんでした。一方、米国は、これらリバランス措置が WTO 協定（関税譲許義務及び最恵国待遇義務）違反であるとして、リバランス措置を発動した 7 개국に対し、WTO 紛争解決機関への逆提訴を行いました。パネルは、実際に審理に進んだ中国とトルコの事案について、問題となった追加関税措置に WTO セーフガード協定の適用はないため正当化されず、協定違反であるとの米国の主張を認めました⁸。

このように、鉄鋼・アルミニウムに関する通商拡大法 232 条措置については訴訟合戦が繰り広げられ、第一審では、米国による同条に基づく措置も、それに対する対抗措置も WTO 協定上認められないとの「喧嘩両成敗」的な判断がなされました。他方で、第二審（終審）にあたる WTO 上級委員会が機能停止しているところ、いずれのケースについてもパネルの判断について「空上訴」がなされており、最終的な判断は確定していません。

第二次トランプ政権においても、第一次政権と同様、通商拡大法 232 条に基づく追加関税の賦課が予想されます。同条は、関税賦課にあたって、事前に製品カテゴリーを特定したうえで調査を行うという性質上、全輸入品に対するユニバーサル・ベースライン関税には向かないと考えられます。しかし、同条は「国家安全保障」の具体的な内容が定義されておらず、広汎な解釈が可能であること、また、発動措置の期間制限がないこと等から、トランプ 2.0 関税のうち品目別（例えば自動車）の措置については法的根拠として援用されることが予想されます。

なお、上に述べたように、通商拡大法 232 条に基づく措置の WTO 協定整合性について疑義が呈されているものの、米国第一主義のもと大規模な関税措置の実施を掲げて返り咲いたタリフマンに対する抑止力となる可能性は低いと考えられます。

⁷ Panel Reports, *United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products*

⁸ Panel Reports, *China – Additional Duties (US) and Turkey – Additional Duties (US)*

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

イ 1974 年通商法 301 条

通商法 301 条⁹は、米国通商代表部（USTR）が行う調査により、外国による通商協定の違反、又は外国の行為、政策、慣行が不当、非合理もしくは差別的であり米国の通商に負担や制限を課するものであると判断した場合、関税引き上げ等の措置を取ることができることを定めています。通商拡大法 232 条と異なり、通商法 301 条は品目ではなく、特定の国を対象として措置を発動するものです。

第一次トランプ政権下では、6 件の通商法 301 条に基づく調査が開始され、そのうち 2 件が追加関税の発動に至りました。1 件は中国に対する追加関税、もう 1 件は EU の航空機補助金への対抗措置としての追加関税です。

米国は、中国の知的財産保護の政策が不合理かつ差別的であるとして（形ばかりの）WTO 提訴をした¹⁰うえで、通商法 301 条に基づく USTR による調査の結果、中国政府の政策が米国の技術と知的財産権の流出をもたらす不当な貿易慣行であるとして、2018 年 6 月 15 日、中国産品に対して総額 500 億ドル相当の追加関税を決定しました。そのうち 818 品目（リスト 1）については 2018 年 7 月 6 日から 25% の追加関税の徴収を開始し¹¹、同年 8 月 23 日にはプラスチック製品や半導体を含む 279 品目（リスト 2）について 25% の追加関税の徴収を¹²、同年 9 月 24 日にはさらに 5747 品目（リスト 3）について 10% の追加関税の徴収を決定しました¹³。その後も、2019 年 9 月 1 日に 2343 品目（リスト 4A）について 15% の追加関税を発動しましたが¹⁴、同年 12 月の中国との貿易交渉合意を受けて、リスト 4B については発動を見送り、リスト 4A についても税率を 7.5% に引き下げました¹⁵。

中国は、これらの米国による追加関税に対する報復として、リスト 1 の発動時には 340 億ドル分の米国産大豆、牛肉に対して 25% の対抗関税を課し、その後も米国産品に対して都度追加関税を発動しました。もっとも、中国の報復関税に対し、米国も都度さらなる追加関税を発動し、米中間で「貿易戦争」が激化する結果になりました。

また、中国政府は、米国による通商法 301 条に基づく関税措置のうち、2018 年 9 月までの措置について、WTO 紛争解決機関に提訴しました。パネルは中国の主張を認め、WTO 協定違反を認定しました。米国は、中国による知的財産の窃取が米国における公德を侵害していることから GATT20 条(a)号の「公德の保護のために必要な措置」として正当化されると主張していましたが、パネルは、知財侵害の公德該当

⁹ 19 U.S.C. § 2411

¹⁰ 米国は、2018 年 3 月 23 日に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行った（*China — Intellectual Property Rights II*）。

¹¹ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/june/ustr-issues-tariffs-chinese-products>

¹² <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-08-16/pdf/2018-17709.pdf>

¹³ その後、2019 年 5 月 9 日には関税率を 25% に引き上げることを発表しました（<https://www.federalregister.gov/documents/2019/05/09/2019-09681/notice-of-modification-of-section-301-action-chinas-acts-policies-and-practices-related-to>）。

¹⁴ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/august/ustr-statement-section-301-tariff>

¹⁵ https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification-January_2020.pdf

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

性の判断を避けつつも、これらの関税賦課が公徳の保護という目的にどのように貢献するのか説明できていないとして主張を退けています¹⁶。

一方、EU による航空機大手エアバス社に対する航空機への補助金については、2019 年 10 月 14 日に WTO 紛争解決機関が EU に対する対抗措置を正式に承認したことを受け¹⁷、2019 年 10 月 18 日、USTR は、74 億 9,662 万ドル相当の EU 製品について、通商法 301 条に基づく報復関税を発動し、大型民間航空機に対しては 10%、それ以外の品目には 25%の追加関税を課すとなりました。その後、2020 年 3 月 18 日には、大型民間航空機への追加関税率について 15%への引き上げを実施しているほか¹⁸、2021 年 1 月 12 日には対象品目も追加しました¹⁹²⁰。

通商法 301 条	中国	・ リスト 1 につき 2018 年 7 月 6 日に 25%、リスト 2 につき 2018 年 8 月 23 日に 10%、リスト 3 につき同年 9 月 24 日に 10%、リスト 4A につき同年 9 月 1 日に 15%の追加関税を賦課。但し、リスト 4A については 2020 年 2 月 14 日以降に 7.5%に引き下げ。
	EU	・ 2019 年 10 月 18 日、74 億 9,662 万ドル相当の品目について制裁関税を発動し、大型民間航空機に対しては 10%、それ以外の品目には 25%の追加関税を課すとしたほか、関税率の引き上げや対象品目の追加も実施。

第二次トランプ政権においても通商法 301 条の活用が見込まれます。特に、トランプ氏が 2024 年 11 月 25 日に表明した、合成麻薬や不法移民の流入に対抗するための中国やメキシコ・カナダに対する追加関税は、同条に基づいて発動される可能性が高いとみられます。一部報道では、中国への追加関税については、2017 年から 2018 年に行った通商法 301 条に基づく中国の貿易慣行に関する調査報告書を利用し、法令上必要とされている調査を省略し、速やかに発動されるのではないかとの見方も示されています²¹。

また、メキシコ産自動車に対する関税について、同条が使われることも考えられます。メキシコから米国への自動車の輸出は、USMCA によって域内の部品調達比率等の条件を満たせば関税が免除されますが、中国等の海外自動車メーカーがメキシコを迂回して関税を回避する行為は不公正な貿易慣行であるなどとして、通商法 301 条に基づく追加関税を課す可能性があります。

¹⁶ Panel Report, *United States – Tariff Measures (China)*

¹⁷ https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds316_e.htm、https://www.wto.org/english/press_e/news19_e/dsb_14oct19_e.htm

¹⁸ https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification_of_Section_301_Action_Enforcement_of_U.S._WTO_Rights_in_Large_Civil_Aircraft_Dispute.pdf

¹⁹ <https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-29225/notice-of-revision-of-section-301-action-enforcement-of-us-wto-rights-in-large-civil-aircraft>

²⁰ なお、米国の関税措置を踏まえ、EU 側も 2020 年 11 月 10 日には米国からの輸入品に対して報復関税を発動しており (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2020.373.01.0001.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2020%3A373%3ATOC)、関税紛争の様相を呈していました。しかし、2021 年 6 月 15 日、バイデン大統領は、EU 首脳との間で本問題の解決に係る協力枠組みを記した了解を交わした旨を発表しました。

²¹ Washington Post 「[Trump victory opens door for historic tariff hikes](#)」(2024 年 11 月 9 日)

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

ウ 1977 年国際緊急経済権限法 (IEEPA)

国際緊急経済権限法 (International Emergency Economic Powers Act : IEEPA)²²に基づく関税賦課の可能性も指摘されています。同法は、米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威 (unusual and extraordinary threat) があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し通商や資本取引を制限できると定めています。同法は、1917 年対敵通商法 (Trading with the Enemy Act : TWEA) を引き継いだもので、TWEA が戦時での使用に限定されたタイミングで、平時の緊急事態に対応するための大統領権限を規定する形で成立しました。同法はこれまで、経済制裁や禁輸措置に使われており、イランやロシアに対する経済制裁、テロリストや犯罪組織に対する資本凍結の根拠法令として援用されています。

IEEPA の援用は、大統領が国家緊急事態法 (National Emergency Act : NEA) に従って緊急事態を宣言した場合に限定されており²³、議会への報告義務等一定の手続的要件はありますが、通商拡大法 232 条や通商法 301 条と異なり、行政機関による調査や報告書は不要とされています。さらに「異例かつ重大な脅威」の内容については定義がなく、最終的には政治判断となることから、大統領の裁量が大きいといえます。特に、国家安全保障の脅威は製品の輸入に限定されないことから、例えばメキシコの不法移民増加や合成麻薬の流入による治安悪化や台湾有事等も IEEPA の発動の根拠になりうると考えられます。実際、2019 年 5 月 30 日、トランプ大統領 (当時) は、IEEPA に基づき、メキシコからの不法移民対策として、2019 年 6 月 10 日以降メキシコから輸入される全ての製品に対して 5% の追加関税を課すと発表しました。2019 年 6 月 7 日には、メキシコが不法移民の流入を食い止めるための措置を取ることに合意したとして、関税措置の発動を無期限で停止することを SNS で発表しましたが²⁴、メキシコとの交渉における大きな交渉ツールとなりました。

第二次トランプ政権においても、政策実施のための法的根拠として、IEEPA が広く使われる可能性が指摘されています。特に、ユニバーサル・ベースライン関税については、1971 年、ニクソン大統領が国際収支の悪化を理由に TWEA に基づいて実施したことがあり、当時使用された条項と同じ文言が現行の IEEPA に存在することから、かかる前例を参考に課すことも想定されます。

エ 1974 年通商法 122 条

あまり聞き慣れない法令ですが、1974 年通商法 122 条²⁵に基づいて追加関税を課す可能性も指摘されています。

同条は、「深刻かつ大規模な」 (large and serious) 国際収支の赤字を理由に 150 日間にわたり最大 15% の関税を課す権限を大統領に与えています。同条に基づく措置は、全世界からの輸入に対し課されるもので、議会の承認があれば期間の延長も

²² 50 U.S.C. §§ 1701–1710

²³ 50 U.S.C. § 1621

²⁴ トランプ大統領 (当時) の Twitter (現 X) アカウントで発信された (<https://x.com/realdonaldtrump/status/1137155056044826626>)。

²⁵ 19 U.S.C. § 2132

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

可能です。同条はこれまでに実際に使用されたことはありませんが、ユニバーサル・ベースライン関税は同条を根拠法令として発動される可能性も指摘されています²⁶。なお、2024 年 11 月 26 日に、新たな USTR の代表に起用されることが発表されたジェミソン・グリア氏はこの通商法 122 条に基づく関税引き上げを示唆しています²⁷。

オ 1930 年関税法 338 条

1930 年関税法 338 条²⁸は、米国国際貿易委員会（USITC）が行う調査に基づき、外国が米国の通商に対して差別的な待遇を行っていることが認められた場合に、大統領が最大 50% までの追加関税を課す権限を与えています。同条は、当該国において、米国産品が他国産品に対する待遇に比して不利な待遇に置かれている場合に貿易制限を課すことができるとしており、差別的待遇が続く場合には当該国からの輸入を全面禁止し、さらには当該国の差別的措置によって利益を得ている第三国に対してまで貿易制限を拡大することができるとしています。通商法 301 条の目的と重複する部分もあり、これまで使用されたことはありませんが、第二次トランプ政権では、同条を法的根拠として、例えば対中や対メキシコ関税を発動する可能性も指摘されています²⁹。

カ トランプ互惠通商法

今回の大統領選挙におけるトランプ氏の公約である「Agenda 47」（既出）では、通商政策の一環として、トランプ互惠通商法（Trump Reciprocal Trade Act）の制定が提案されています。この法律は、米国が他国から輸入している品目に対して、米国から当該国に輸入された同品目に同国が課している関税率と同等の関税率を課すことを認めるものです。

多国間での関税交渉と、その結果としての最恵国待遇を基本原則とする GATT/WTO の基本ルールには真っ向から反する内容ですが、同法が成立すれば、少なくとも米国法上は、全輸入に対する関税措置の法的根拠となりえます。

キ 貿易救済措置

以上に加え、第二次トランプ政権においては、中国をはじめとする貿易相手国に対し、貿易救済措置がこれまで以上に活発に利用される可能性もあります。

貿易救済措置には、アンチダンピング関税、補助金相殺関税、緊急関税（セーフガード）が含まれます。アンチダンピング関税とは、輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）により、輸入国の国内産業が損害を受けている場合にダンピング価格差分の関税（アンチダンピング関税）を賦課する措置をいい、WTO アンチダンピング協定に詳細な実体・手続要件が定められています。補助金相

²⁶ Washington Post 「[Trump victory opens door for historic tariff hikes](#)」（2024 年 11 月 9 日）

²⁷ 日本経済新聞 「[USTR 代表にグリア氏、第 1 次トランプ政権で対日交渉経験](#)」（2024 年 11 月 27 日）

²⁸ 19 U.S.C. § 1338

²⁹ CBS 「[Can Trump impose tariffs without Congress? It's complicated, according to experts. - CBS News](#)」（2024 年 11 月 14 日）

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

殺関税とは、特定の政府補助金を受けて生産等がなされた貨物の輸出により、輸入国の国内産業が損害を受けている場合に当該補助金の効果を相殺するため関税（相殺関税）を賦課する措置をいい、法的規律としては WTO 補助金協定があります。また、セーフガードとは、外国からの輸入の急増が国内産業に重大な損害を与え、経済上緊急の必要性が認められる場合に関税の賦課又は輸入数量の制限を行う措置をいい、GATT19 条及び WTO セーフガード協定で規律されています。

第一次トランプ政権では、ほんの一例ですが、政権発足直後の 2017 年 3 月 3 日に、オバマ政権時代に開始した調査に基づく炭素合金鋼板の中国からの輸入に対するアンチダンピング関税及び相殺関税の発動を決定したほか、2018 年 1 月 23 日、大型家庭用洗濯機と太陽光発電製品の輸入に対して、2002 年以来となるセーフガード措置を発動するなど、貿易救済措置を積極的に利用していました。実際、アンチダンピング措置の調査開始件数は、2012 年から 2016 年の平均が 29.6 件であるのに対して、第一次トランプ政権時の 2017 年から 2021 年の平均が 47 件となっており、2001 年以来の高水準となりました³⁰。

第二次トランプ政権においても、第一次政権同様、これらの貿易救済措置の積極的な活用が予想されます。貿易救済措置においては、国内産業に対する保護の必要性の程度にもよりますが、100%、200%といった高率の追加関税が課されるケースもあります。対象製品の輸出企業は、高額な税の負担が求められるだけでなく、一度賦課されると通常 5 年間は措置が継続され、さらには 5 年を超えて延長されることも多いため、非常に大きな負担となります。

Ⅲ. 各国による対抗措置の可能性

トランプ 2.0 関税については、EU や中国をはじめとする主要国も、米国に対する報復措置として、追加関税の発動を含めた対抗策を検討することが予想されます。

例えば、通商拡大法 232 条に基づく措置が発動された場合、対象となった製品の輸出国の政府としては、第一次政権時と同様、再び WTO セーフガード協定に基づくリバランス措置を検討することが考えられます。その場合、米国の通商拡大法 232 条措置が WTO 協定上のセーフガード措置であること（GATT 上の義務を停止、又は譲許を修正・撤回するものであること、国内産業の損害という目的を有すること、義務の停止と損害の救済との間に結びつきがあること）を立証する論拠を立てておく必要があります。先例を踏まえると一定のハードルもあると考えられます。また、米国の国内法に基づき、国別又は製品別の適用除外を求めることも考えられます。

通商法 301 条に基づく措置に対する対抗策としては、中国が 2018 年に発動したような報復関税が考えられます。もっとも、当時、中国の関税引き上げに対し米国が即座に反応しさらなる追加関税を行ったように、報復関税の応酬は関税戦争を生じさせるおそれが大きく、また、関税は自国の経済にも悪影響を及ぼし、政治的ハレーションをもた

³⁰ World Trade Organization, https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

らす可能性もあります。

各法令に基づく関税引き上げ措置の合法性について、米国の国内裁判で争うことも考えられます。実際、第一次政権下で通商拡大法 232 条に基づいて取られた関税引き上げについて、裁判所で合法性が争われたケースも複数あります³¹。しかしながら、いずれのケースにおいても、同条に基づく措置は米国法上合法であると判断されました。裁判所は、特に安全保障の脅威に基づく関税引き上げに関する大統領の裁量について審査することに慎重な姿勢を示しており、トランプ 2.0 関税を同様に国内裁判所に訴えたとしても、大きな抑止力は期待できない可能性があります。

また、各措置について、主要国が再び WTO 紛争解決機関に提訴することも考えられます。先例を踏まえると、通商拡大法 232 条に基づく措置は、安全保障例外による正当化はできず WTO 違反が認定される可能性は高いと考えられ、通商法 301 条や関税法 338 条に基づく措置についても、最恵国待遇義務及び関税譲許義務の違反、あるいは一方的措置の禁止規定 (DSU23 条) の違反とされる可能性が高いと考えられます。IEEPA や通商法 122 条に基づく措置については、安全保障例外や国際収支上の正当化がどこまで認められるかがポイントになりますが、先例に照らせば、WTO 違反であるとの認定がされる可能性も十分あると考えられます。他方で、WTO 提訴は、訴訟費用の負担が大きく審理に時間もかかる一方で、第二審 (終審) にあたる上級委員会が機能停止していることから、仮に米国が敗訴しても「空上訴」すれば判断が確定されないこととなり、米国第一主義を強めることが予測される第二次トランプ政権に対する抑止力は限定的と考えられます。

アンチダンピング関税や補助金相殺関税等の貿易救済措置については、調査対象となった企業や政府が、商務省や USITC が行う調査に対応し、質問状への回答や法的主張を行うことで、高率の税賦課を回避することが考えられます。但し、これらの調査対応は、価格やコストに関する広汎なデータの提出が求められ、専門家の助言を得る必要がある場合も多いことから、企業にとって費用も手間も負担となります。特にアンチダンピング関税については、上述のとおり、国内価格と輸出価格の価格差がダンピングと認定され、その分が追加関税として課されることから、米国販売価格 (輸出価格) を低くなりすぎないように設定するなど、慎重な価格戦略が求められます。

IV. 日本企業の対応

第二次トランプ政権では、上述のように、日本を含む全ての国からの輸入品に対し追加関税が課されることが予想されています。こうした措置が実現すれば、日本の製品の価格競争力が減退し、米国市場におけるビジネスが困難になることが予想されます。また、中国やメキシコ等特定の国についてはさらなる追加関税が課される可能性があり、これらの国にサプライチェーンを有する企業にとっては、関税コストが大幅に増加する

³¹ See e.g. *USP Holdings, Inc. v. United States*, *American Institute for International Steel (AIIS) v. United States*.

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

ことになります。上述のとおり、発動措置について米国の国内裁判や WTO 提訴といった法廷紛争も対抗策としては考えられますが、訴訟費用の負担は大きく時間もかかるだけでなく、抑止力もあまり期待できません。

このような状況下で、米国第一主義に基づく関税措置に対し、日本企業としても戦略的かつ機動的な対応が必要となります。具体的な対応としては、サプライチェーンの再設計や、取引当事者間における関税負担に関する手当が挙げられます。

1. サプライチェーンの再設計

これまで、日本企業は WTO 協定の関税譲許義務・最恵国待遇義務や FTA/EPA に基づく特惠関税を前提に、コスト最適化の観点から、有利な関税を享受できる国・地域に生産拠点を立地させるなど、サプライチェーンのグローバル化を進めてきました。例えば、日本の自動車・自動車部品メーカーの多くは、NAFTA/USMCA の下でのゼロ関税を利用するため、メキシコに生産拠点を設け、米国への輸出を行ってきました。しかし、トランプ氏は、メキシコで製造される自動車に 100%ないし 200%の関税を課すと公言しています。日本企業の中には、トランプ関税を見越して、既にサプライチェーンの見直しを進めている企業もありますが、報道されているような高率の関税は、ビジネスの前提となるコスト計算を根本から覆すものであり、企業としては、高関税の対象とならない国に主要な生産プロセスを移転するなど、サプライチェーンの大幅な見直しが必要になります。

こうしたサプライチェーンの再設計にあたっては、最終仕向地としての米国（あるいはその他の輸出先国）の非特惠原産地規則を正しく理解することも重要になります。非特惠原産地規則とは、FTA/EPA 等に基づく特惠関税以外の通常の関税の適用にあたって産品の原産地を確定するためのルールで、各国が、WTO 原産地規則協定に準拠しつつ、それぞれ策定しています。原産地の判定基準は国によって異なり、例えば日本では、輸入しようとする産品について、最後に関税分類番号の項（HS4 桁）の変更が生じた国を原産地としています（関税法施行規則 1 条の 7）。一方、米国では、原材料等の加工等により当該産品の固有性が失われ、新たな名称、特性又は用途に実質的に変更された場合に、そうした変更が行われた国を製品の原産地とする運用がなされています。すなわち、米国の基準では、重要な加工工程が行われた国を個別事案ごとに判断するとされており、製品の特徴・名称・用途の変更だけでなく、製品の重要な特性（essential character）が確立した要因、付加価値又は経費、輸入前と輸入後の加工の程度や複雑さ、加工に要する熟練度等の要素が考慮されます³²。そのため、原産地の判断に一定の解釈の余地があり、米国税関による事前教示や原産地の専門家の助言を得なければ原産地の判断が難しい場合もあります。

サプライチェーンの再設計においては、第三国に加工プロセスを移転し当該第三国から輸出する、若干の変更を加えた産品や主要部品を輸入し、輸入国で加工・組立を

³² See e.g. *Energizer Battery, Inc. v. United States* (Ct. Int'l Trade 2016).

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

行うといった関税回避策が考えられますが、これらの行為は、仮に関税分類番号が変更されていても、第三国での加工プロセスや製品変更の性格や程度によっては、米国の原産地規則の下で迂回行為と判断される可能性があり、その場合には高額な追徴リスクもあります。企業は、これらを意識した戦略的なサプライチェーンの再設計が求められます。

2. 取引当事者間における関税負担の問題

関税コストを削減するためのサプライチェーンの再設計は一定の時間を要するところ、日本企業は、サプライチェーンの組み換えが完了するまでの間、トランプ 2.0 関税による追加コストを誰が負担するのかという大きな問題に直面することになります。というのも、現状日本企業が一般的に使用している契約書等では、ある日突然、数十～数百%という高額の追加関税が課されることを想定した規定や文言がおかれていないものがほとんどです。そのため、今後、米国向けの輸出に対して高関税が課される事態が発生した際、取引当事者間で責任の押し付け合いが起こることも予想されます。

この点、トランプ 2.0 関税は米国が一方向的に課すものであり、本来的には米国の最終需要者（例えば、自動車であれば消費者や米国内の完成車メーカー）が負担すべきとも考えられます。しかし、実際には、構造的に立場が弱い Tier 1、Tier 2、Tier 3 といったサプライヤーに追加関税コストのしわ寄せが生じるリスクもあります。既に、関税コストの負担をめぐる取引当事者間で紛争が生じているケースも見受けられ、今後、高率の関税賦課が相次いだ際には、同種の紛争が頻発することも予想されます。

日本企業としては、上記の事態を見据え、現在の契約書や見積書文言を見直し、追加関税が課された場合の納税負担の所在を明確にする規定をこれらの文書に追加するといった対応を検討する必要があると考えられます。

V. 結語

トランプ氏は、政権が発足する 2025 年 1 月 20 日以降、中国やメキシコはもちろん、日本を含む友好国に対しても高関税を課す方針を示しています。また、中国等の主要国が報復関税を発動し関税の応酬となる可能性もあります。

第二次トランプ政権における通商政策の具体的内容については、様々な情報が入り乱れているところ、日本企業としては、政権の幹部人事、政府高官の発言、米国産業界の動き、現地の報道といった最新情報を適時に収集しつつ、関税リスクを最小化するための戦略的なサプライチェーン再設計を進め、また、高関税が課された場合の関税負担をシミュレーションし、契約書や見積書における関連条項の見直し・追記等を検討する必要があると考えられます。

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

セミナー情報

- セミナー 『日米における対内直接投資規制・対外直接投資規制の最新動向』

配信期間 2024 年 11 月 14 日（木）～2024 年 12 月 13 日（金）

講師 梅津 英明、大川 信太郎

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『【無料ウェビナー】グローバルプライバシーポリシーとグループ間のグローバルデータ移転契約の整備を解説！～グローバルデータ保護規制対応の実務がわかる～』

開催日時 2024 年 1 月 28 日（火）12:00～13:00

講師 田中 浩之

主催 BUSINESS LAWYERS／弁護士ドットコム株式会社

文献情報

- 書籍 『経済安全保障時代の対抗措置 日・米・EU・中・露と国際秩序』

出版社 株式会社文真堂

著者 宮岡 邦生（共著）

- 論文 「米国反ボイコット法の基礎—現在の中東情勢を踏まえたイスラエル・イスラム圏ビジネスにおける留意点—」

掲載誌 CISTEC ジャーナル 2024 年 9 月号

著者 大川 信太郎

- 書籍 『国際通商法実務の教科書』

出版社 日本加除出版株式会社

著者 宮岡 邦生

- 書籍 『グローバルデータ保護法対応 Q&A100』

出版社 株式会社中央経済社

著者 田中 浩之（編著）、梅津 英明、竹内 哲、園田 観希央、石川 大輝、森 規光、鈴木 幹太、西尾 賢司、細川 怜嗣、石田 渉、北山 昇、嶋村 直登、御代田 有恒、呂 佳叡、千原 剛、輪千 浩平、井上 ゆりか、大川 信太郎、毛阪 大佑、二神 拓也、松本 亮孝、岩

INTERNATIONAL TRADE LAW / US LEGAL BULLETIN

佐 勇希、大林 尚人、佐藤 凌太、澤 和樹、塩崎 耕平、城戸 賢仁、
市川 雄一、蘇 春維、紀 鈞涵（共著）

NEWS

➤ Who's Who Legal: Japan 2024 にて当事務所の弁護士が選出されました

Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2024 にて、当事務所の弁護士が各分野にて National Leader に選出されました。Trade & Customs 分野からは、高宮 雄介が選出されております。